

令和7年度
一般廃棄物処理実施計画

一関地区広域行政組合

目 次

1	目的	2
2	計画期間	2
3	一般廃棄物の処理区域	2
4	一般廃棄物の発生量及び処理見込み	2
4-1	ごみ	2
4-2	し尿及び浄化槽汚泥	3
4-3	他市町村からの受け入れ	3
5	一般廃棄物の排出区分・収集運搬・処理主体	3
5-1	ごみ	3
5-2	し尿及び浄化槽汚泥	4
5-3	災害に伴う一般廃棄物の処理	4
5-4	動物の死体	4
6	ごみ処理実施計画	5
6-1	発生抑制・資源化に関する計画	5
6-2	収集・運搬計画	5
6-3	組合が収集しないごみ	6
6-4	処理施設に自己搬入できるごみ	6
6-5	自己搬入以外の処理方法	6
6-6	許可業者	6
6-7	中間処理計画	7
6-8	最終処分計画	8
6-9	その他	8
7	生活排水処理実施計画	9
7-1	生活排水処理計画	9
7-2	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	9
8	その他	10

1 目的

一般廃棄物処理基本計画に基づき、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）管内から発生する一般廃棄物の適正な処理を行うことを目的とし、その実施計画を定めるものである。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 一般廃棄物の処理区域

組合を構成する一関市及び平泉町の全域

4 一般廃棄物の発生量及び処理見込み

4-1 ごみ

4-1-1 家庭系ごみ

区 分		計画収集	自己搬入 許可業者搬入	その他	合 計
見込み量（t）	一関清掃センター管内	13,999	1,311	42	15,352
	大東清掃センター管内	7,004	976	23	8,003
合 計		21,003	2,287	65	23,355

4-1-2 事業系ごみ

区 分			自己搬入 許可業者搬入	その他	合 計
見込み量（t）	一関清掃センター管内		6,462	3	6,465
	大東清掃センター管内		2,041	3	2,044
合 計			8,503	6	8,509

4-1-3 見込み量合計

区 分		計画収集	自己搬入 許可業者搬入	その他	合 計
見込み量（t）	一関清掃センター管内	13,999	7,773	45	21,817
	大東清掃センター管内	7,004	3,017	26	10,047
合 計		21,003	10,790	71	31,864

※1 一般廃棄物（ごみ）の処理は、管内ごとに一関清掃センター及び大東清掃センターの処理施設で行う。

※2 一関清掃センター管内とは、一関市（一関地域、花泉地域）及び平泉町をいう。

大東清掃センター管内とは、一関市（大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域及び藤沢地域）をいう。

4-2 し尿及び浄化槽汚泥

4-2-1 し尿（許可業者）

区 分		し 尿	浄化槽汚泥	合 計
見込み量 (KL)	一関清掃センターし尿処理施設	27,900	7,800	35,700
	川崎清掃センターし尿処理施設	17,300	8,400	25,700
合 計		45,200	16,200	61,400

4-3 他市町村からの受け入れ

他市町村において、水害や地震などの災害により発生した廃棄物の処理要請がなされた場合は、その都度、必要に応じて検討する。

5 一般廃棄物の排出区分・収集運搬・処理主体

5-1 ごみ

5-1-1 収集運搬主体

排 出 区 分	収 集 運 搬
家庭系ごみ	委託業者収集・自己搬入・許可業者
事業系ごみ	自己搬入・許可業者

5-1-2 処理主体

① 家庭系ごみ

排 出 区 分	一関清掃センター	大東清掃センター
可燃ごみ（燃やすごみ）	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設
不燃ごみ（燃やせないごみ）	リサイクルプラザ	リサイクル施設
資源ごみ		
びん・缶・ペットボトル	リサイクルプラザ	小規模ストックヤード
プラスチック製容器包装 （白色食品用トレイ）		
古 紙 類	廃品回収業者 又は資源化委託	
小 型 家 電	小型家電認定事業者	小型家電認定事業者
粗大ごみ（可燃）	ごみ焼却施設	リサイクル施設
粗大ごみ（不燃）	リサイクルプラザ	

※1 家電リサイクル法等対象品目は、排出者が法に従い再商品化のため、取扱業者に引き渡しをする。

※2 適正処理困難物については、排出者が専門業者及び取扱店に処理を依頼する。

※3 一時的に多量に排出されるごみは、排出者が処理施設へ自己搬入、又は組合が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）へ収集運搬を依頼する。

② 事業系ごみ

排 出 区 分	一関清掃センター	大東清掃センター
可燃ごみ (燃やすごみ)	ごみ焼却施設	ごみ焼却施設
不燃ごみ (燃やせないごみ)	リサイクルプラザ	リサイクル施設
資源ごみ びん・缶・ペットボトル		
プラスチック製容器包装 (白色食品用トレイ)	リサイクルプラザ	小規模ストックヤード
古 紙 類	廃品回収業者 又は資源化委託	
粗大ごみ (可燃)	ごみ焼却施設	リサイクル施設
粗大ごみ (不燃)	リサイクルプラザ	

※ 1 多量に排出されるごみは、排出者が処理施設へ自己搬入、又は許可業者へ収集運搬を依頼する。

※ 2 特別管理一般廃棄物は、排出者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い処理をする。

5-2 し尿及び浄化槽汚泥

5-2-1 収集運搬許可業者

区 分	収 集 運 搬	業 者 数
し 尿	許可業者	8 業者
浄化槽汚泥	許可業者	8 業者

5-2-2 処理主体

排 出 区 分	一関清掃センター		川崎清掃センター
し尿及び浄化槽汚泥	第 1 し尿処理施設 (80KL/日)	第 2 し尿処理施設 (80KL/日)	し尿処理施設 (100KL/日)

※ し尿及び浄化槽汚泥の処理は、管内ごとに一関清掃センター及び川崎清掃センターの処理施設で行う。

5-3 災害に伴う一般廃棄物の処理

水害、地震など

の災害に伴い生じた一般廃棄物の処理は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく構成市町における市町村地域防災計画の廃棄物処理計画によるものとする。

5-4 動物の死体

搬入及び処理主体

区 分	搬入等	処 理 主 体
動物の死体 (犬・猫など)	自己搬入	一関地区広域行政組合

※ 1 住民が飼養していた動物の死体を自ら処分できないときは、他の家庭系一般廃棄物と区分し、組合管理者の指定した場所に自ら運搬しなければならない。

※ 2 道路等における小動物の死体処理については、土地管理者が、組合管理者の指定した場所に運搬しなければならない。

6 ごみ処理実施計画

6-1 発生抑制・資源化に関する計画

6-1-1 発生抑制の方法

- ① 構成市町と連携し、集団資源回収による直接資源化の促進を図る。
- ② 啓発の一環として、清掃センターへの見学者（個人・団体・企業など）を受け入れる。

6-1-2 資源化方法及び資源化量

- ① 組合収集による資源化を図る。
 - ア 資源化目標・・・・・・4,170 トン
 - イ リサイクル率目標・・・13.1%
 - ウ 収集する資源ごみの分別の適正化を図るため、指導啓発の実施
- ② 組合管内住民及び事業者による各清掃センターへの資源物自己搬入の促進を図る。
- ③ 再生業者と連携を図り、分別の徹底によるリサイクル率の向上を図る。

6-1-3 定期会議の開催

組合管内の廃棄物処理を適正かつ迅速に進めるため、構成市町の衛生担当者と定期会議を開催する。

6-1-4 組合管内住民に対する啓発活動

- ① 組合管内の行政区、自治会、公衆衛生組合、その他団体等の施設見学及び情報提供を行う。
- ② リサイクルプラザにおけるリサイクル教室の開催周知及び再生品に関する情報提供を行う。

6-2 収集・運搬計画

6-2-1 分別収集するごみの種類及びその排出・収集・処理に関する事項

分別区分		収集量 (t)	収集方法	収集運搬 形 態	収集回数	排出方法	処理方法	
家 庭 系 ご み	燃やすごみ		集積所か ら収集	委託方式	週 2 回	指定袋	焼 却	
	燃やせないごみ				月 2 回		資源化	
	資 源 ご み	びん						月 4 回
		缶						
		ペットボトル			紙ひもで しばる			
		プラスチック製容器包装						
		白色食品用トレイ						
		古紙類						
	小型家電	排出者が小型家電回収ボックスに直接搬入						
	合 計		21,003					

※1 排出方法欄の指定袋は、「家庭系一般廃棄物を収容する容器の規格の基準」に定めている指定の袋をいう。

※2 家庭系ごみは、一関清掃センター管内・大東清掃センター管内とも「ごみの分け方・出し方テキスト」で定める分別区分及び分別方法により排出する。

※3 資源ごみのうち、「白色食品用トレイ」は、大東清掃センター管内のみ別に設けている分別区分により排出する。

6-2-2 各集積所への排出時間

区 分	排出時間	収集日程
一関清掃センター管内	収集日の午前 8 時 30 分まで	令和 7 年度版ごみ収集カレンダーによる
大東清掃センター管内		

6-3 組合が収集しないごみ

6-3-1 家庭系ごみ

家庭系ごみのうち、収集しないもの

① 適正処理困難物

ア 爆発性のあるごみ — ガスボンベ、火薬、消火器など

イ 火災発生の危険があるごみ — 灯油、塗料、シンナー、廃油など

ウ 破砕不能ごみ — モーター類、自動車のタイヤ、ホイール、エンジン、ワイヤーロープなど

エ 有害性のあるごみ — バッテリー、薬品、農薬など、飛散することにより害を及ぼすごみ

オ 破砕不適物 — コンクリートブロック、石膏ボードなど

※ 上記の適正処理困難物の処理は、排出者が専門業者又は販売店等に依頼する。

② 家電リサイクル法対象品目

対象となる品目は、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機

※ 排出者が専門業者又は販売店等に依頼する。

6-3-2 事業系ごみ

排出者は処理施設へ自己搬入、又は許可業者に収集運搬を依頼するものとし、組合では収集しない。

6-3-3 その他

① 特別管理一般廃棄物は、排出者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に従い処理をする。

② 家庭から一時的に多量に排出されるごみ及び事業者から多量に排出されるごみは、排出者が処理施設へ自己搬入、又は許可業者へ収集運搬を依頼する。

6-4 処理施設に自己搬入できるごみ

6-4-1 家庭系ごみ

① 一関清掃センター管内の住民が一関清掃センターに持ち込む場合は、「ごみの分け方・出し方テキスト（一関清掃センター版）」に基づき搬入できる。

② 大東清掃センター管内の住民が大東清掃センターに持ち込む場合は、「ごみの分け方・出し方テキスト（大東清掃センター版）」に基づき搬入できる。

6-4-2 事業系ごみ

① 可燃ごみ及び資源化が可能なごみに限り搬入できるものとする。

6-5 自己搬入以外の処理方法

家庭系及び事業系ごみ・・・・・・組合管内の住民及び事業者が許可業者へ収集運搬を依頼する。

6-6 許可業者

組合は許可業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び関連法規の遵守について、必要に応じて周知徹底又は指導を行う。

6-7 中間処理施設

6-7-1 搬入場所・受入時間

地 域	一関市のうち一関・花泉地域、平泉町	一関市のうち大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢地域
担 当	一関清掃センター	大東清掃センター
受付時間	平日（月曜日から金曜日）	午前8時30分から午前11時45分 午後1時から午後4時30分
	平日以外	土曜日（祝日を除く） 午前8時30分から午前11時30分 第3日曜日 午前8時30分から午前11時45分 午後1時から午後4時30分
受入するごみ	平日（月曜日から金曜日）	家庭系ごみは可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ 事業系ごみは可燃ごみ及び資源ごみのうちリサイクルができる飲料用の缶、びん及びペットボトル
	平日以外	家庭系ごみは可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ 事業系ごみは可燃ごみに限る

6-7-2 ごみ焼却施設

① 施設の概要

施 設 名	所 在 地	型 式	処理能力
一関清掃センターごみ焼却施設	一関市狐禅寺字草ヶ沢 36 番地 41	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	75 t / 24 h × 2 基 =150 t / 日
大東清掃センターごみ焼却施設	一関市大東町摺沢字南長者 101 番地 1	全連続燃焼式焼却炉 (流動床式)	40 t / 24 h × 2 基 =80 t / 日

② ごみ搬入者別内訳

区 分	収集ごみ (t/年)	直接搬入ごみ (t/年)			合 計 (t/年)
	委託業者	家庭系	事業系	その他	
一関清掃センター	11,519	876	6,412	40	18,847
大東清掃センター	5,701	339	2,011	22	8,073
合 計	17,220	1,215	8,423	62	26,920

6-7-3 資源化等を行う施設

① 施設の概要

施 設 名	所 在 地	処理能力
一関清掃センターリサイクルプラザ	一関市狐禅寺字草ヶ沢 36 番地 41	33 t / 日 (5 h / 日)
大東清掃センターリサイクル施設	一関市大東町摺沢字南長者 101 番地 1	18 t / 日 (5 h / 日)

② ごみ搬入者別内訳

区 分	収集ごみ (t/年)	直接搬入ごみ (t/年)			合 計 (t/年)
	委託業者	家庭系	事業系	その他	
一関清掃センター	1,763	435	50	6	2,254
大東清掃センター	1,298	637	29	4	1,968
合 計	3,061	1,072	79	10	4,222

6-8 最終処分計画

6-8-1 一般廃棄物最終処分場

① 施設の概要

施設名	所在地	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	概 要
舞川清掃 センター	一関市舞川字河岸 101 番地 2	19,050	155,666	全面ゴムシート敷設・サンド イッチセル工法
花泉清掃 センター	一関市花泉町金沢字 滝ノ沢 40 番地 4	5,515	31,035	
東山清掃 センター	一関市東山町松川字 吉兆所 52 番地 1	17,000	120,447	全面ゴムシート敷設・サンド イッチセル工法

② ごみ搬入者別内訳量及び年間埋立量

区 分	搬入量 (t/年)				覆土 (t/年)	合 計 (t/年)
	焼却残渣	不燃・ 残渣破砕物	その他	計 (t/年)		
舞川清掃センター	1,592.43	727.94	0.00	2,320.37	1,690.00	4,010.37
花泉清掃センター	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
東山清掃センター	1,007.89	262.48	7.81	1,278.18	800.00	2,078.18
合 計	2,600.32	990.42	7.81	3,598.55	2,490.00	6,088.55

③ 埋立計画

組合管内で排出される全ての一般廃棄物は、それぞれの清掃センターにおいて受入れ、中間処理後に発生する処理残渣及び焼却残渣のみを埋め立てる。

6-9 その他

6-9-1 構成市町の住民に対する啓発活動

- ① ごみ収集カレンダーなどを配布し、年度内のごみ収集日の周知
- ② ごみの分け方・出し方テキスト及びダイジェスト版での排出方法の周知
- ③ 構成市町の広報、ホームページ、ごみ分別アプリ、チラシなどを活用した分別、排出方法の周知
- ④ 構成市町の行政区や、公衆衛生組合を通じての施設見学及び学習機会の提供

6-9-2 環境美化活動

- ① 構成市町と連携した活動の推進
- ② 環境月間、クリーンいわて運動への積極的な協力と推進

6-9-3 不法投棄対策

構成市町の広報、ホームページなどによる啓発

6-9-4 ごみ集積所からの収集

ごみは、収集カレンダーの収集日に収集するごみの種類及び排出方法に従って、一関清掃センター管内、大東清掃センター管内ともに午前 8 時 30 分までに排出する。

6-9-5 ごみの野外焼却の規制

構成市町の広報、ホームページなどによる啓発

6-9-6 産業廃棄物の処理

平成 30 年 4 月以降は、一関清掃センター、大東清掃センターともに産業廃棄物（あわせ産廃）

の受入れはしていない。

6-9-7 放射能対策

焼却灰の放射性セシウム濃度を抑制するため、家庭系の草木類の受入れを制限する場合がある。
事業系の草木類は受入れしない。ただし、組管理者が許可した場合はこの限りではない。

7 生活排水処理実施計画

7-1 生活排水処理計画

7-1-1 処理区域

組合を構成する一関市及び平泉町の全域

7-1-2 処理人口

区 分	処理計画人口（人）
行政区域人口	111,578
計画処理区域内人口	111,578
水洗化人口	81,205
公共下水道水洗化人口	45,024
農業集落排水水洗化人口	3,336
合併処理浄化槽人口	32,845
単独処理浄化槽人口	250
し尿収集人口（非水洗化人口）	30,123

7-2 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

7-2-1 収集・運搬計画

種 別	収 集 量（KL）			収集方法	収集運搬形態	収集依頼方法
	一関清掃センター	川崎清掃センター	合 計			
し 尿	27,900	7,800	35,700	各戸収集	許可方式	個人において許可業者に依頼する
浄化槽汚 泥	17,300	8,400	25,700			個人又は管理主体において許可業者に依頼する
合 計	45,200	16,200	61,400			

7-2-2 収集方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を効率的に行うため、組合が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集運搬とし、排出者はその許可業者に収集運搬を依頼する。

7-2-3 許可業者

組合は許可業者に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関

連法規の遵守について、必要に応じて周知徹底又は指導を行う。

7-2-4 中間処理計画

受入時間は午前 8 時 30 分 から午後 4 時 30 分まで

① 施設の概要

施設名	所在地	処理方式	処理能力
一関清掃センター	一関市狐禅寺字草ヶ沢 36 番地 41		
第 1 し尿処理施設			
第 2 し尿処理施設		好気性消化・活性汚泥法処理方式	80KL/日
川崎清掃センター	一関市川崎町薄衣字石船渡 133 番地	高負荷脱窒素高度処理	80KL/日
し尿処理施設		高負荷脱窒素高度処理	100KL/日

② 種類別搬入量

処理施設名	し尿 (KL/年)	浄化槽汚泥 (KL/年)	計 (KL/年)
	許可業者	許可業者	
一関清掃センターし尿処理施設	27,900	7,800	35,700
川崎清掃センターし尿処理施設	17,300	8,400	25,700
合 計	45,200	16,200	61,400

③ 残渣の量及び処理方法

処理施設名	脱水汚泥 (t/年) (業者委託処理)	し渣 (t/年) (焼却処理)
一関清掃センターし尿処理施設	1,500	25
川崎清掃センターし尿処理施設	1,100	25
合 計	2,600	50

8 その他

この令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画に定める計画の数字に著しい変化が生じたときは、遅滞なく計画の変更を行うものとする。